

扶養事実確認に必要な書類一覧

申請書様式19(20250317)

重要	<p>○被扶養者の認定には、扶養事実を確認できる書類の提出が必要です。あてはまるすべての項目の書類を準備してください。 (原則として発行から3ヶ月以内のもの)</p> <p>○扶養事実が確認できない限り、扶養は認定されません。また、次の一覧以外にも扶養事実の確認のために、組合から個別に追加書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>○認定基準日から5日を過ぎて提出された申請は、被扶養者異動届(様式19)および扶養事実の確認に必要な書類一式が不備なく提出され、当組合が扶養の事実を認めた日が認定日となります。</p> <p>○事実確認の結果、組合にて扶養要件を欠いていると判断した場合は、不認定(または認定の取消)となる場合があります。</p> <p>○協会施設間の異動や定年後再雇用の場合でも、書類の再提出が必要です。</p> <p>○外国語の書類は、①翻訳と②翻訳者の証明(住所、氏名、署名(又は押印)のあるもの)が必要です。</p>
-----------	--

1. 扶養認定対象者の基本事項に関する確認

事 由		扶養事実確認に必要な書類(写しで可)		書類取扱先
被保険者との続柄 及び同・別居	国内に居住	<input type="checkbox"/> 1a)同居	住居・続柄が確認できる書類: 住民票 (世帯全員・続柄の記載があるもの(以下同様)) ※内縁の場合には、続柄欄に「夫(または妻)未届け」等の記載が必要	市区町村
		<input type="checkbox"/> 1b)別居	住居が確認できる書類: 扶養認定対象者の住民票 続柄が確認できる書類: 戸籍謄本(全部事項)	市区町村 市区町村
	<input type="checkbox"/> 1c)国外に居住	国外居住が確認できる書類(いずれか): 査証 、(被保険者の) 海外赴任辞令 、(海外公的機関が発行する) 居住証明書 、(国外教育機関の) 在学証明書 、 ボランティア派遣機関の証明		
<input type="checkbox"/> 1d) 学生、生徒(大学、大学院、短大、専門学校、予備校)		在学証明証(留学中の場合は留学先のもの) ※学生証写しは不可		教育機関
<input type="checkbox"/> 1e) 障害者認定あり		障害者認定が確認できる書類(いずれか): 身体障害者手帳 、 療育手帳		都道府県、 市区町村

2. 扶養申請のきっかけとなった事由に関する確認

事 由		扶養事実確認に必要な書類(写しで可)		書類取扱先
<input type="checkbox"/> 2a) 扶養認定対象者が生まれた(住民票の記載前)		出生が確認できる書類(いずれか): 母子健康手帳の「出生届出済証明書」 、 出生証明書		市区町村
<input type="checkbox"/> 2b) 被保険者と扶養認定対象者が結婚した		婚姻日が確認できる書類(いずれか): 戸籍謄本(全部事項) 、 婚姻受理証		市区町村
<input type="checkbox"/> 2c) 被保険者と扶養認定対象者が同居した(住民票の移動前)		同居日が確認できる書類(いずれか): 扶養認定対象者宛の郵便物(消印あり)		
<input type="checkbox"/> 2d) 被保険者と被認定対象者が養子縁組した		養子縁組した日が確認できる書類(いずれか): 戸籍謄本(全部事項) 、 養子縁組受理証		市区町村
<input type="checkbox"/> 2e) 被保険者が配偶者と離婚(または死別)した		配偶者との離婚日等が確認できる書類: 戸籍謄本(全部事項)		市区町村
<input type="checkbox"/> 2f) 扶養認定対象者が退職等により他保険の資格を喪失した		(いずれか) 健康保険資格喪失証明書 、 退職証明書 、 退職辞令書		前健保組合 等
<input type="checkbox"/> 2g) 扶養認定対象者の収入が雇用契約の変更等により減少した		雇用契約の内容及び変更日が確認できる書類: 雇用契約変更通知書		勤務先
<input type="checkbox"/> 2h) 扶養認定対象者が病気療養により就労不能となった		医師の診断書 (「就労不能」の記載があるもの)		医療機関
<input type="checkbox"/> 2i) 扶養認定対象者が自営業等を廃業した		(いずれか) 個人事業廃業届出書 、 同証明書 、 使用収益権移転証明書		市区町村、 税務署
<input type="checkbox"/> 2j) その他(18歳以上60歳未満の学生、障害者、病気療養中のいずれにも該当しない場合等)		申立書(組合様式)		

3. 【扶養認定対象者が18歳以上の場合のみ】扶養認定対象者の収入と生活費に関する確認

事 由		扶養事実確認に必要な書類(写しで可)		書類取扱先		
同居の 場合	就業している(パート、アルバイト含む)	① 給与収入: 月額 円×12= 円				
		<input type="checkbox"/> 3a) 就業開始日以降の給与支給月数が3月以内	雇用契約書及び給与明細書(支給済分)		勤務先	
		<input type="checkbox"/> 3b) 就業開始日以降の給与支給月数が3月以上	給与明細書(直近3か月分)		勤務先	
	1年以内に退職した 失業給付の有無	<input type="checkbox"/> 3c) 受けている ② 給付額: 日額 円×360= 円		雇用保険受給資格者証(両面)★1		ハローワーク
		受けていない(手続き中)				
		<input type="checkbox"/> 3d) 受給資格がない(雇用保険未加入)		雇用保険料の引去りがないことが確認できる書類: 退職直前の給与明細(2か月分以上)		前勤務先
		<input type="checkbox"/> 3e) 受給しない (退職の際、離職票の交付を希望しなかった場合)		雇用保険資格喪失確認通知書(離職票交付希望欄が『無』と記載されているもの)		ハローワーク
		<input type="checkbox"/> 3f) 受給しない (離職票の交付を受けたが、失業給付を受給しない場合)		離職票2(『無効』または『不該当』の記載があるもの)		ハローワーク
		<input type="checkbox"/> 3g) 待機・給付制限期間中		雇用保険受給資格者証(両面)★1及び申立書(組合様式)		ハローワーク
		<input type="checkbox"/> 3h) 受給期間の延長手続きをした		①(いずれか): 離職票2、受給期間延長通知書 ②申立書(組合様式)		ハローワーク
<input type="checkbox"/> 3i) 受給を途中放棄した		雇用保険受給資格者証(両面)★1		ハローワーク		
<input type="checkbox"/> 3j) 受給が終了した		雇用保険受給資格者証(両面、かつ裏面又は別紙の処理状況の最後の欄に『支給終了』と印字されているもの)★1		ハローワーク		
<input type="checkbox"/> 3k) 1年以上就業していない		所得(課税)証明書又は非課税証明書		市区町村		
		③ 年額 円		←直接的必要経費以外は収入とみなす。		
事業収入(自営業、農業等)、不動産収入、利子、配当あり	<input type="checkbox"/> 3l) 前年分の確定申告あり		確定申告書(第一表・第二表)及び收支内訳書(損益計算書)でいずれも税務署の受付印があるもの(電子申請の場合は受理日時が記載されていること)		税務署	
	前年分の確定申告なし	<input type="checkbox"/> 3m) 開業等が申請日の前年以前		住民税申告書及び收支内訳書	市区町村	

		<input type="checkbox"/> 3n)開業等が申請日の属する年	申立書(組合様式)及び直近の収支状況が確認できる証憑
公的年金あり	④ 隔月額	円×6=	円
	<input type="checkbox"/> 3o)受給中		年金額が確認できる書類:直近の年金額改定通知書又は年金振込通知書
	<input type="checkbox"/> 3p)申請中		年金見込額照会回答票
<input type="checkbox"/> 3q) (前加入の健保組合等から支給される退職後の)傷病手当金、出産手当金等あり	⑤ 日額	円×360=	円
			直近の支給決定通知書 受給満了の場合は、受給満了通知書
<input type="checkbox"/> 3r)その他の収入あり	⑥		円
			左記金額を証する書類
別居の場合	<input type="checkbox"/> 3s)上記「同居の場合」の必要書類に加えて 被保険者から扶養対象者への仕送り額	⑦ 月額	円×12=
			円
			直近3か月(毎月)の仕送り状況(送金日、送金元、送金先、送金額のすべて)が確認できる書類[いずれか]:預金通帳(写し)、振込明細書、現金書留控え
			〔注〕 次のものは一切不可 ・被保険者から扶養認定対象者への送金事実が明示されていないもの ・手渡しによるもの(手渡申立書、手渡領収書等) ・一括による仕送り
			※扶養認定対象者が22歳未満学生の場合は、在学証明書の提出に代えて不要
上記①+②+③+④+⑤+⑥)の合計額		⑧	円
収入基準の判断	A	ア.後記イ以外	⑧<130万円、かつ⑧÷12月<108,334円、かつ⑧÷360日<3,612円
右のA及びBの要件を満たすこと		イ.60歳以上または障害者	⑧<180万円、かつ⑧÷12月<150,000円、かつ⑧÷360日<5,000円
	B	収入が仕送り額未満	⑧<⑦

★1 マイナンバーカードを使用して失業認定手続きをした場合は、「受給資格通知」

4. 他の扶養義務者に関する確認

事 由		扶養事実確認に必要な書類(写しで可)	書類取扱先
[子の扶養] 共同扶養者(被保険者の配偶者(ただし被保険者の被扶養者でない))の有無	<input type="checkbox"/> いる	共同扶養者の収入が確認できる書類:上記2f、3aから3rまでの書類に準ずる。	配偶者の勤務先
	<input type="checkbox"/> いない(片親である)	片親のみであることが確認できる書類[いずれか]:戸籍謄本(全部事項)、児童扶養手当証書 母子家庭医療費助成受給者証	
[父母の片方のみの扶養] もう片方の親の有無	<input type="checkbox"/> いる	もう片方の親の収入が確認できる書類:上記2f、3aから3rまでの書類に準ずる。	
	<input type="checkbox"/> いない	もう片方の親がいないことが確認できる書類:戸籍謄本(全部事項)	市区町村
[配偶者、子以外の者の扶養] 優先扶養義務者の有無	<input type="checkbox"/> いる(扶養認定対象者が姻族の場合の配偶者、別居の親の場合の兄弟姉妹、孫の場合の子等)	・他の優先扶養義務者の収入が確認できる書類:上記2f、3aから3rまでの書類に準ずる。 ・申立書(組合様式) ・被保険者と生計維持が確認できる書類[いずれか]:民生委員又は町内会長による証明	市区町村
	<input type="checkbox"/> いない	戸籍謄本(全部事項)	市区町村